

政令第百八十八号

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「同法の廃止の日の前日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。